

議会議案第 4 号

八尾市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件

八尾市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年八尾市条例第167号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 25 日 提出

八尾市議会議員	景	山	和	香
同	木	村	健	二
同	稲	森	洋	樹
同	鑄	方	淳	治
同	松	本		剛
同	坂	本	尚	之
同	梶	井	政	佐 美
同	奥	田	信	宏

理 由

物価高騰対策における財源確保のため、八尾市議会議員報酬の削減を図るにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

八尾市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年八尾市条例第167号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
附 則	附 則
1 略 (議員報酬の減額)	1 略 (議員報酬の減額)
2 八尾市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年八尾市条例第19号）の施行の日から令和6年3月31日までの間における議長、副議長及び議員の議員報酬月額（以下「報酬月額」という。）は、第1条の規定にかかわらず、同条に定める額にそれぞれ100分の90を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額は、同条に定める額とする。	2 八尾市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年八尾市条例第19号）の施行の日から令和7年3月31日までの間における議長、副議長及び議員の議員報酬月額（以下「報酬月額」という。）は、第1条の規定にかかわらず、同条に定める額にそれぞれ100分の90を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額は、同条に定める額とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。